

若年層の参加促進のための会費優遇制度 新設について

令和元年9月7日

賀茂県主同族会

はじめに

以下2つの目的のため、会費の優遇制度を新設します。

- ・青年層の参加を促進することで本会の活動を活発化する。
- ・家族構成による会費負担の集中を軽減する。

会費優遇制度

(1) 青年層の参加を促進するための会費優遇

対象者

- ・20歳以上30歳未満（年齢は年度初めの4月1日時点とする）

対象条件（以下の両方又はどちらかを満たす者）

- ・賀茂競馬・賀茂祭の当日または準備、稽古に合計4日以上奉仕（乗尻、所役、警備、指導、補助等）した者（参拝・見学のみは対象外）

日数の計算は出席簿で行い、事業年度単位で集計する。（3月1日から5月31日まで）

- ・祖先祭に参加したもの（参加費用は有料）

優遇内容

- ・上記条件を満たした次年度の年会費5000円を免除する

実施時期

- ・令和元年度の活動実績を反映して令和2年度会費から適用

備考：29歳で条件を満たした場合は30歳に適用

19歳で条件を満たした場合は20歳に適用

20歳未満は別規定により会費免除

(2) 家族構成による会費負担の集中を軽減するための会費優遇

対象者

- ・全会員

対象条件

- ・同一住所、同一世帯と認められる者（対象者の判断は常務理事会で行う）

優遇内容

- ・年会費の合計額の上限を15000円とする。

実施時期

- ・令和2年度会費から適用

この規定を廃止する場合は、1年以上前に決議を行うものとする

以上